

# 目 次

1	全国と静岡県发生交通事故	1
2	裾野警察署管内の交通事故	2～3
3	裾野警察署管内の各種事故	
(1)	死亡事故	4
(2)	歩行者事故	5
(3)	自転車事故	6
(4)	二輪車事故（自動二輪・原付）	7
(5)	幼・園児事故	8
(6)	小学生事故	9
(7)	中学生事故	10
(8)	高校生事故	11
(9)	高齢者事故（県内）	12
(10)	高齢者事故（管内）	13
(11)	高齢運転者起因事故	14
(12)	若者起因事故	15
(13)	飲酒運転事故	16
(14)	交差点事故	17
4	参考資料	
付1	裾野市・長泉町注意マップ	18～21
付2	交通安全協会について	22
付3	安全運転管理協会について	23

## 凡 例

この統計表に用いている用語の意味等は次のとおりです。

- 1 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定されている道路上において、車両、路面電車、列車の交通によって引き起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。
- 2 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等(列車を含む)の運転者又は歩行者のうち、この事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。
- 3 「第2当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等(列車を含む)の運転者、歩行者又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。
- 4 「死亡」とは、事故発生後24時間以内に死亡したものをいう。